

第V章 食育推進体制と進行管理

V-1. 食育推進体制

食育の推進にあたっては、家庭や保育所、幼稚園、小中学校、関係団体、ボランティア、地域保健や職域保健の担当者など、あらゆる関係者が連携し協力して推進していくことが大切です。市の関係各課が協力して食育に取り組む体制を整備するとともに、関係機関や市民組織、ボランティア等との連携を深め食育推進体制の充実を図ります。



V-2. 進行管理について

本計画に基づく取り組みについての進行管理は、市長部局は「健康せつつ21」の推進管理において毎年度確認し、健康づくり推進協議会に報告します。また、教育委員会は、「摂津市の教育に関する事務の管理および執行状況の点検および評価報告書」において確認報告し、5年後に全体推進状況を検証し、次期計画策定の参考とします。